

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年8月5日

厚 木 信 用 組 合

金融整理管財人 杉崎 茂

金融整理管財人 中野 敏弘

I. はじめに

厚木信用組合は、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年7月9日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った厚木信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1. はじめに

金融整理管財人は、厚木信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又は、これらの者であったものに対する責任追及を行うことが重要な任務のひとつとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、関係役職員からの聴き取り調査に始まり、貸出稟議書等の関係記録の精査等、旧経営陣の法的責任につき調査、検討を行ってきました。

金融整理管財人による調査は、主として、当組合の破綻直前の資産の処分、有価証券購入等の投資、出資の払い戻し、破綻した融資先の内容等についての聴取調査を通じて行われました。

また、平成14年8月12日の事業譲渡日までの限定された期間の中で、より実効的な調査結果を得るため、㈱整理回収機構の旧経営陣責任追及問題担当弁護士の調査応援を受け、破綻した大口融資先を選別して記録を精査し、問題点を分析するという手法を採用致しました。その調査結果について報告致します。

第2. 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第1

12条)、報告義務違反(協同組合による金融事業に関する法律第10条)などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書、貸出稟議書等の関係書類を精査し、関係職員から事情を聴取するなどしてきましたが、当初から回収見込みのない融資で、貸し手側と借り手側の情実に基づいてなされたものではないかと考えられるような事案、当組合に対する背任罪の対象となる事案、業務上横領罪を構成する事案は、現在までの金融整理管財人の調査においては発見するに至っておりません。

第3. 民事責任追及について

1. 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

(1) 当組合は、平成13年9月末を基準日とする自己査定を実施した結果、大幅な貸出金償却、貸倒引当金の引当が必要であることが判明し、更に有価証券評価差額金の計上や繰延税金資産の取崩しを余儀なくされた結果、2,453百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表に至ったものであります。破綻先、実質破綻先への貸出残高は、平成14年3月31日現在で、債務者数93件、貸出残高6,650百万円となっています。

(2) 金融整理管財人は、まず、破綻直前の資産処分、出資金の払戻等について関係役職員等から聴取調査を行いました。資産の処分時期、資産の処分方法、出資金の払戻時期等についての旧経営陣の経営判断に対して、民事責任追及の可否の観点からは、現在までの金融整理管財人の調査において、責任追及が可能であると判断できるものは発見するに至っておりません。

(3) 融資先についても精力的な調査を行いました。破綻先、実質破綻先の中より、金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうち大口与信先を調査対象と致しました。また、当組合の役員または役員の親族が経営するか、あるいは経営陣として参加している企業に対する融資については、違法性がなかったか否か、慎重な調査・検討を行いました。

2. 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、総じて以下の原因で、当組合の債務超過が必然的に顕在化して経営破綻に至った構造が印象として浮かび上がってきます。

すなわち、バブル崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である不動産業、建設業を中心に、自己破産の申立てをしたものも見受けられるなど大口を含む融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値の下落によって融資先の不良債権化が進行していく一般的傾向性の中において、当組合内部においても、旧経営陣における牽制機能が欠けていたこと、信用リスク（特に株式投資）に関する旧経営陣および役職員の理解ないしは認識が不足していたこと、更に、融資に関する審査、管理、並びに貸出金の管理・回収が必ずしも十分でなかったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進みませんでした。

一方において、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたために、平成13年9月末を基準日とする自己査定において、債務超過が一挙に顕在化したものであります。

(2) 個々の融資案件を検討いたしますに、やはり保全不足が多く見られました。保全不足の原因の1つは、融資時の担保評価の甘さであります。例えば、融資するに際し、融資時点での時価等を調査せずに、漫然と融資以前の時点における取得価格をもって担保評価額としているものもありました。

また、追加融資時の担保評価の杜撰さも見られました。これは、既に担保不動産の価値が下落しているにもかかわらず、この点を考慮せず、当初融資の返済が進んでいることのみを把握、返済になった分に相当する額を追加で融資したという事案であります。

当組合の場合、過去の返済実績に重きを置き過ぎ、反面担保物件の評価には甘さが出てしまったという感をぬぐい切れないものがあります。なお、当組合の役員の親族・縁者が役員になっている企業への貸付、当組合の役員自身が役員となっている企業への貸付については、違法性のあるものは発見されず、旧経営陣に対する責任追及が可能であると判断するには至っておりません。

(3) 当組合の破綻発表の前日に実行された融資については、当組合の組合員からの疑問の声が多く、これらについては金融整理管財人もその1つ1つを精査致しました。

同日に融資が実行されたのは、14件（相手先11社）で、融資額の合計は約140百万円でありました。当組合の破綻発表については、取引先である組合員も組合職員も全く寝耳に水のことであったため、後になってその前日の融資実行に疑問の目が向けられたものであります。

(4) 債権回収面においては、融資金の元金が3億円、4億円と残っている融

資について、約定返済額を減額した上で、長期弁済にし、最終回に多額のしわ寄せをする変更契約を締結しているものが4件、取引先が自己破産の申立てをしたのにもかかわらず、担保不動産につき何ら競売申立てを執っていないものが2件、平成13年8月分より約定どおりの返済が為されていないのにもかかわらず、担保物件に対する不動産競売申立手続が執られておらず、かつ連帯保証人に対する責任追及の法的手続も執られていないものが1件ありました。

(5) 債権管理自体が杜撰であると思われるものとしては、主たる債務者が死亡した後、相続人調査が十分になされずに手続が中断されていたものが5件ありました。

3. 調査結果に基づく検討

(1) 当組合の破綻発表の前日に融資実行された14件の取引については、いずれも融資申込日は実行日の1ヶ月以上前のものであり、融資実行の稟議についても2週間前後以前に通っており、融資実行日が12月下旬に予定されていたものをわざわざ繰り上げて同日に実行したというものはありませんでした。

また、融資実行後の返済状況についても、この14件については特に支障の出ているものは見受けられず、旧経営陣に対する責任の追及が可能であると判断するには至っておりません。

(2) 長期分割の変更契約を締結した4件については、さしあたり賃料収入分等確実に回収の見込まれる額にての回収を図り、順次物件の処分等を計画したものであります。早急に競売申立てをして回収不能部分を現実化させる方法と、長期間を要しても確実な回収を図ろうとする方法と、いずれが当組合にとって有利であるか、また融資を受けている組合員にとっても再建の途を探すために有益であるかの判断の問題であり、長期分割返済に変更する契約を締結したからといって、それ自体が直ちに違法、不正なものであるとは言えないものであります。

また、不動産競売申立手続が執られておらず、かつ連帯保証人に対する責任追及の法的手続が執られていない1件については、担当者の認識の甘さから債権回収に適切さの疑われる事案であるものの、旧経営陣あるいは第三者の利益を図る目的の下に、ことさら手続を遅らせたというものは発見されず、旧経営陣に対する責任の追及が可能であると判断するに至っておりません。なお、金融整理管財人において、根抵当権の確定訴訟及び主債務者および連帯保証人に対する貸金請求訴訟の提起に踏み切りました。

(3) 主たる債務者死亡による手続中断中であつた5件については、担当者の認識の甘さから債権管理が杜撰である面は否めないものの、この点においても違法な目的の下に、ことさら手続を遅らせたというものは発見されず、旧経営陣に対する責任の追及が可能であると判断するには至っておりません。

なお、金融整理管財人において戸籍謄本、住民票の取り寄せ作業を行い、相続人の確定と相続放棄の為されたものについては、相続財産管理人の選任の手続を済ませました。

第4. 旧経営陣に対する責任追及の処理

金融整理管財人による調査の結果、現在までのところ旧経営陣に対する刑事上、民事上の法的責任を追及するまでの案件は発見するに至っておりません。

しかしながら、事業譲渡までの限定された期間の中での調査であり、今後、万一、刑事責任追及案件にもなりうべき、新たな重大案件が発覚しないとも限りません。

従いまして、旧経営陣に対する責任追及に関しては、(株) 整理回収機構において引き続き調査、検討がなされますよう、金融整理管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだうえ、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。